

合同チーム参加上の制約

千葉県高等学校体育連盟
バレーボール専門部

平成13年度高体連第4回理事会・定例代議員会での承認に基づき、部員数不足等に伴う複数校合同チームの大会参加につき、以下のように合同チーム参加上の制約を定める。

- 1 合同チームの編成が勝利至上主義的発想であってはならない。
- 2 合同チーム編成希望校は、通常の参加申込書と合同チーム編成承諾書を提出し、承認のもとにバレーボール専門部を通じ高体連会長へ提出する。
- 3 合同チームは、同一ブロック内で編成する。
- 4 合同チームは原則として2チームで編成し、各校5名以内とする。
- 5 合同チームによる練習は、各校1名以上の顧問が付き添いのもとに計画的、継続的に実施されていること。(報告書の提出を求める場合もある)
- 6 合同チームの練習においては、各校とも安全対策上の確認を充分に行い事故防止に務める。
- 7 上位大会への進出は、その上位大会の要項に従う。
- 8 大会運営に係わる経費負担は、単独校と同じ扱いとする。
- 9 今後生じてくる問題については、バレーボール専門部内で検討し高体連事務局と協議する。

平成14年6月28日